

## 平成30年6月 農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 平成30年6月28日〔木曜日〕 13時00分 開会

2. 開催場所 市役所議会棟3階 第3委員会室

3. 出席委員 (13名)

会長	4番	脇田 峰生
職務代理	8番	日笠山 隆
委員	1番	上妻 力
//	2番	中村 正幸
//	3番	深田 広文
//	5番	羽生 友保
//	6番	杉 為昭
//	7番	欠 席
//	9番	牛越 紀幸
//	10番	坂本 江里子
//	11番	岩本 延男
//	12番	河本 アツミ
//	13番	石寺 政和
//	14番	日高 仙三

4. 欠席委員 (1名)

委員	7番	鮫島 繁樹
----	----	-------

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農業振興地域計画変更（用途変更）の意見の聴取について  
議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第4号 あっせんについて  
議案第5号 農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について



## ○局長

皆さんお疲れさまです。時間になりましたので、6月の定例総会を開会いたします。本日は鮫島委員より、J A総代会のため欠席届が出ております。このことにより、農業委員14名中13名の出席でありますので、会議が成立したことを報告いたします。それから推進委員の松岡さんも欠席でございます。

それでは会長にあいさつをいただき、引き続き議事進行をお願いいたします。

## ○会長

皆さん、こんにちは。本日は忙しい中、出席をいただきありがとうございます。

また梅雨の季節が続く中、農家としては天気を窺いながらの農作業や地域の行事等に苦慮しておられることと思います。今年は、水稻の収穫が早くなるのではと思われますが、不透明なところですよ。

さて、皆さんご存じのとおり、現在6月定例市議会が開会中であり、予算特別委員会では新規事業に係る予算が審議されております。明日の最終本会議で可決されますと、いよいよ「遊休農地解消対策事業」に取り組むこととなりますので、事業の推進について、皆様のご理解とご協力をよろしくをお願いいたします。

また、本日は推進委員の方々も出席でございますので、担当地区の案件については、ご意見をいただければと思いますのでよろしくをお願いいたします。

## ○議長

それでは、6月の定例総会を開催いたします。

## ○議長

始めに、日程第1「西之表市農業委員会会議規程第10条に規定する議事録署名委員」の指名をいたします。議事録署名委員には13番石寺委員と14番日高委員を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

## ○議長

続きまして日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

## ○事務局

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を説明します。資料は1ページから2ページです。今月は賃借権設定2件、所有権移転4件、合計6件の申請がありました。

1番です。上西花里崎地区です。台帳現況地目田の1筆で、合計面積757平米を売買により所有権移転するものです。

2番です。上西花里崎地区です。台帳現況地目畑、田の2筆で、合計面積2,853平米を売買により所有権移転するものです。

3番です。上西花里崎地区です。台帳現況地目畑の2筆で、合計面積2,557平米を売買により所有権移転するものです。

4番です。伊関浜脇地区です。台帳現況地目畑の1筆で、合計面積2,986平米を賃借により5年間借り受けるものです。

5番です。安納軍場地区です。台帳現況地目畑の1筆で、合計面積2,737平米を賃借により5年間借り受けるものです。4番と5番の許可後の経営面積が5,723平米となり、下限面積の50アールを超えます。

6番です。安納軍場地区です。台帳現況地目畑の5筆で、合計面積6,621平米を贈与により所有権移転するものです。

以上、本件1番から6番については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。以上で説明終わります。

○議長

はい、ありがとうございました。ただいま、事務局のほうから説明がありました。続きまして担当委員の報告をお願いします。

○4 番委員

整理番号の1番から3番について報告をいたします。整理番号1番2番について、6月21日に推進委員及び譲受人、立会のもとで現地の確認をいたしました。ここは、以前にB判定になっていたところですが、まだ地目を変更しておらず登記地目が畑であるため、今回の申請となりました。現地は、かなり荒れていたが、きれいに整地をされておりまして周りにはバナナの木が植え付けてありました。また、かなり大きな竹が生い茂っており、現場の確認に行くのも厳しい状態でありましたが奥にある畑に行くための、道路を本人が買い取って、途中までは道ができ上がっている状態です。現況が余りにも山林化しており、譲受人には、あくまでも耕作目的でなければ許可はできないという説明をし、また3カ月後には進捗状況も確認しますということで説明をしたので多分大丈夫だと思います。進捗状況を確認するということで皆様のご審議をよろしくをお願いします。以上です。

○議長

推進委員から意見はありませんか。（無しの声あり）

○議長

はい、それでは次の方をお願いします。

○6 番委員

それでは整理番号4について説明します。6月24日、推進委員と現地を確認しております。借り人は2年前より父と一緒に農業を始め、主に青果用安納芋を作付けし、畑の準備、植え付け、管理・収穫作業を行っている姿を私自身、目視で確認しております。

今回、父親等の指導を受けながら、本格的に自分自身、経営主体となって頑張っていこうと意欲を燃やしている若者であります。貸し人、借り人とも確認が直接取れております。よって許可相当と考えております。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

○議長

はい、推進委員から意見はありませんか。（無しの声あり）

○議長

はい、わかりました。次の方をお願いします。

○14 番委員

14番です。整理番号5番・6番につきまして調査の報告をいたします。27日に推進委員とともに圃場の現地確認及び本人確認をいたしております。5番につきましては、借り人が4番の借り人と同一人物であります。貸し人は、借り人の祖父にあたる方でありまして、酒造場の近くの圃場にあります。新規就農ということで、お父さんが認定農家でもありますし、その指導を受けながら農業経営を行っていくということでありました。現在は、ゴーヤを植え付けておりました。双方確認いたしました。間違いありません。

続きまして、6番につきまして報告いたします。6番につきましては、借り人、貸し人は親子関係にあります。後継者ということで、農地を贈与し名義を移していくということで今回の申請になっております。5筆ありますが、安納芋を植え付けるということでございます。双方、現地で確認しました。申請どおり間違いありませんでした。以上です。

○議長

はい、ありがとうございました。推進委員の方から意見はありませんか。（無しの声あり）

○議長

ただいま議案第1号につきまして、事務局並びに担当委員の方から説明がありました。これについて質疑のある方は挙手でお願いします。

### ○議長

はい、無いようですので採決をいたします。議案第1号について原案どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

### ○議長

はい、ありがとうございます。全員の賛成ですので議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」は原案どおり許可することに決定いたします。

### ○議長

続きまして議案第2号「農業振興地域計画変更(用途変更)の意見の聴取について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

### ○事務局

議案第2号「農業振興地域計画変更(用途変更)の意見の聴取について」を説明いたします。資料は3ページです。今月は用途変更2件の意見聴取がありました。

1番です。申請地は住吉深川地区の土地1筆で、台帳現況地目畑、面積731平米のうち119平米であります。申請人は、平成30年1月10日付けで、用途区分変更申請を行った住吉上堂上6989番1に建設予定の堆肥舎の配置について見直しを行ったところ、敷地内への進入路付近が狭いことがわかり、作業効率化のためにも作業スペースを広く確保したいことから、堆肥舎の位置を6m程度、申請地である住吉上堂上6772番2側にずらして配置したいとのことと、建設予定の牛舎及び堆肥舎で使用する畜産用水の貯水タンクを設置したいとのことです。農振農用地区域内農地であり、利用目的を「畑」から「農業用施設」へ用途変更手続をして、農地転用を行おうとするものです。なお、農地法第4条の申請については7月に行う予定です。

2番です。申請地は安城川脇地区の土地1筆で、台帳現況地目畑、面積2,029平米であります。申請人は養鶏業を営んでいるが、この度、後継者へ経営権を譲渡するに当たり、農振農用地であることと用途変更が必要であることを知り、早急に申し出を行おうとするものです。この件については、申請人の認識不足により、既に鶏舎建設が終了しています。事後申請となったため顛末書を添付して農林水産課へ申請書を提出しています。なお、農地法第4条の申請については、議案第3号で説明いたします。以上で説明終わります。委員の皆様のご審議よろしくをお願いします。

### ○議長

はい、ありがとうございました。ただいま事務局の方から説明がありました。これにつきましては昨日、現地調査が行われております。調査委員長の報告をお願いします。

### ○3番委員

3番委員です。昨日、5番委員並びに地区担当委員、推進委員、事務局2名、農林水産課担当1名で申請者立ち会いのもと、現地調査を実施いたしました。今、事務局から説明があったとおり、畜産施設の計画の見直しによる変更の申請でございます。現在の許可地に接した一部分でありますので、また作業効率の向上のための申請ということでもあります。また、周辺農地への影響も無いようですので、許可相当と意見の一致を見たところでございます。ご審議方よろしくお願いをいたします。

整理番号2について説明をいたします。同じく昨日、申請者の代理人の立ち会いのもと現地調査を実施いたしました。申請地は安城校区川脇集落の県道より東側の団地であります。また当地はその団地の東側の外れに位置しておりまして、小さな谷間にある土地でございました。現地周辺を調査いたしました。周辺の影響も無いようですので、許可相当と意見の一致を見たところでございます。また申請地は、総会の資料並びに事務局から説明もあったとおり、20年ほど前に鶏舎が立てられております。この鶏舎を利用いたしまして申請人は健全な経営がなされてきたようでございます。現在申請人は後継者の確保ができましたので、今年度内に経営移譲を計画中です。農地法の手続を行っていないということで事務局から説明がありましたが、

このことを知り顛末書を添えて申請を行った次第です。ちなみに、後継者はIターン者ではございますが、現在の経営に熱心に取り組んでいる青年であることを申し添えてご審議方をよろしく申し上げます。

**○議長**

はい、それでは続きまして担当委員の報告をお願いします。

**○1 番委員**

1 番です。整理番号 1 について調査委員長の報告どおり間違いありません。ご審議よろしく申し上げます。

**○議長**

ただいま議案第 2 号について事務局及び調査委員長並びに担当委員の方から説明がありました。質疑のある方は挙手でお願いします。

**○議長**

はい、それでは無いようですので採決をいたします。議案第 2 号について原案どおり許可することに賛成の方は挙手でお願いします。

**○議長**

はい、ありがとうございました。全員の賛成ですので、議案第 2 号、「農業振興地域計画変更(用途変更)に係る意見の聴取について」は承認することとし意見を市長に送付します。

**○議長**

続きまして議案第 3 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

**○事務局**

議案第 3 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を説明いたします。資料 4 ページです。今月は農業用施設 1 件の申請がありました。

1 番です。申請地及び申請理由は、議案第 2 号の 2 番で説明を行ったとおりであります。土地の条件は、農振農用地区域内であることから、農用地区域内農地に該当すると判断されます。

ただし、議案第 2 号で説明を行ったとおり、変更申請を行っていることから、問題はないと思われます。周辺は自己所有の畑や山林がありますが、被害防除計画及び被害防除誓約書が提出されていることから、転用による周囲への被害はないと思われます。また、この件も先ほど説明を行ったとおり、申請人の認識不足により既に鶏舎建設が終了しているため、顛末書を添付して提出されています。この件については、農業振興地域整備計画変更による利用目的の変更の告示を行い、常設審議委員会の議決を受けて許可指令書の交付となります。

以上で説明を終わります。委員の皆様のご審議よろしく申し上げます。

**○議長**

はい、ただいま、事務局の方から説明がありました。これについても昨日、現地調査が行われております。調査委員長の報告をお願いします。

**○3 番委員**

事務局の方から報告があったとおり、先ほど、調査報告をいたしました議案第 2 号の調査報告と同様でございます。よろしくご審議をお願いします。

**○議長**

はい、ただいま調査委員長の方から説明がありました。質疑のある方は挙手でお願いします。

**○議長**

それでは無いようですので、採決をいたします。議案第 3 号について原案どおり許可することに賛成の方は挙手でお願いします。

**○議長**

はい、ありがとうございます。全員の賛成ですので議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」は原案どおり許可することに決定いたします。

**○議長**

続きまして議案第4号「あっせんについて」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

**○事務局**

議案第4号「あっせんについて」です。資料は5ページをお願いいたします。「貸したい」の申し出です。場所は国上白石地区です。なかなか借り手が見つからないということで、広く周知をしたいということで今回の申し出となりました。あっせん委員につきましては、8番日笠山委員と12番河本委員をお願いします。以上です。

**○議長**

はい、今月は「貸したい」の申し出が1件でありました。これについて質疑はありませんか。

**○議長**

無いようですので、あっせん委員になられた方はよろしくをお願いします。

**○議長**

続きまして議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

**○事務局**

議案第5号「農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について」を説明いたします。まず始めに利用権の設定を説明いたします。内容に変更があったため、本日お配りしている資料の用意をお願いいたします。1の1ページをお開きください。

1段目です。期間が平成30年7月1日から平成31年6月30日の1年間、地目畑、面積9,980平米利用権の設定をする者3人、受ける者2人です。

2段目です。期間が平成30年7月1日から平成33年6月30日の3年間、地目畑、面積2,326平米、利用権の設定をする者1人、受ける者1人です。

3段目です。期間が平成30年7月1日から平成35年6月30日の5年間、地目畑、面積9,762平米、利用権の設定をする者3人、受ける者2人です。

4段目です。期間が平成30年7月1日から平成40年6月30日の10年間、地目畑、面積5,973平米、利用権の設定をする者1人、受ける者1人です。内訳については1の2ページを、詳細については1の3ページから1の18ページをご覧ください。

続きまして、所有権の移転です。2の1ページをお開きください。

1段目です。平成30年7月1日に所有権を移転するものです。地目田及び畑、面積はそれぞれ2,867平米及び1,290平米、所有権を移転する者1人、受ける者1人です。

内訳については2の2ページを詳細については2の3ページから2の7ページをご覧ください。以上すべての案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に基づき審査しました結果、いずれも各要件を満たしていることから提案いたしました。委員の皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

**○議長**

ただいま、事務局の方から説明がありました。「利用権の設定」整理番号1番から11番について審議をいたします。それでは担当委員の報告をお願いします。

**○2番委員**

2番です。番号1・2ですが、借り人が一緒ですので、あわせて報告します。6月21日借り人は都合が悪く、借り人の父親の立会いで、現地調査を行いました。借り人は、新規就農4年目の青年であります。3月まで借りていた畑が、借り人の都合で返すことになり畑を探し、番号1は高齢で農業ができず、借り人の父へ相談があり今回の申請となりました。番号2は、

借り人の父で無償賃貸借です。現地は2枚ともサトウキビを植え付けてありました。農業機械は父の機械を借りながら作業に頑張っております。貸し人とは電話で確認をとりました。以上、双方確認の結果、許可相当と考えます。

**○5 番委員**

5番です。整理番号5について説明をいたします。この農地につきましては、前回のあっせん農地でありまして、現地確認、双方それぞれについて自宅訪問をして申請書の内容を確認しております。現地については、地図及び足を運んで現地確認をしております。内容については申請書のとおりであります。許可相当と思います。よろしくご審議方お願いします。

**○6 番委員**

6番です。整理番号6から8につきまして、借り人が同一であることから、一括してご説明を申し上げたいと思います。6月24日、推進委員と現地を確認し双方のお話も伺っております。借り人は皆さんも御存じのとおり、安納芋・スナップエンドウ等を人を雇用して大規模に経営を行っている株式会社でございます。借り人、貸し人ともに、特に問題なく貸し借りがスムーズに行われているようで、現在3名、6筆とも畑の状況を見ますと、雑草もなく、シカネットをきれいに張り、安納芋が植えつけられている状況でございました。貸し人、借り人双方と連絡、確認がとれております。以上何ら問題もないと判断し、許可相当だと考えております。ご審議をよろしくお願いします。

**○9 番委員**

9番です。整理番号9・10ともに報告いたします。6月24日、借り人、推進委員立ち会いのもと現地確認を行いました。今回の申請は土地持ち非農家である貸し人より借りてほしいとの話があり、経営拡大を望む借り人がその申し出を受けた形となりました。借り人は、安城在住の酪農を営む認定農家であり、技術・機械類とも申し分ありません。賃貸後は、牧草を栽培することでした。また、貸人とも翌日電話にて、内容を確認済みであります。以上、双方確認の結果、許可相当と考えます。以上です。

**○14 番委員**

はい、14番です。整理番号11につきまして報告をいたします。先日、6月27日に推進委員とともに現地で借り人立ち会いのもと現地調査、聞き取りを行いました。貸し人に関しましては、自宅に訪問して内容を確認しております。借り人に関しましては、松島のほうに在住でありまして、時計草、安納芋等を徐々に作っていくということでもあります。一人ということで、ほとんどが受託作業で、行っているということでございます。安納地区に安納いもを植えるという希望で今回の申請になったということです。現地2筆とも安納いもを植え付けておりました。申請どおり間違いありませんでした。以上です。

**○議長**

はい、ただいま担当委員のほうから報告がありました。1番から11番につきまして、推進委員の方から何か意見はありませんか。（無しの声あり）

**○議長**

質疑のある方は挙手でお願いします。

**○議長**

はい、無いようですので採決をいたします。「利用権の設定」1番から11番について原案どおり承認する方の挙手をお願いします。

**○議長**

はい、ありがとうございました。全員の賛成ですので「利用権の設定」1番から11番については、原案どおり承認し意見を市長に送付いたします。

**○議長**



続きまして「所有権の移転」1番について審議いたします。担当委員の報告をお願いします。

○事務局

7番委員に代わりまして、調査結果を報告をいたします。6月26日譲受人立会のもと推進委員とともに現地調査を行いました。譲渡人は大阪在住の土地持ち非農家です。今まで借りていた人が返還するというので、今回の申請になったようです。譲受人は安納芋・米等を中心にした大規模経営をしている農業法人です。現地には、米そして安納芋を既に作付けしております。農業機械も一式揃っており、経営技術についても何ら申し分ありません。なお、譲渡人には電話にて確認しております。以上、双方確認の結果、許可相当と考えます。

○議長

ありがとうございました。推進委員の方は何か意見はありませんか。

○議長

はい、無いようですので、この件について質疑のある方は挙手でお願いします。

○議長

はい、無いようですので採決いたします。「所有権の移転」整理番号1番について原案どおり承認する方は挙手でお願いします。

○議長

はいありがとうございました。全員の賛成ですので「所有権の移転」整理番号1番については、原案どおり承認し意見を市長に送付します。

以上で本日の議案審議を終了します。

会

長

脇田峰一



13番委員

石寺政和



14番委員

日高弘三



叶知书